

求職活動等に関するルール

佐渡市社会福祉協議会では、改正男女雇用機会均等法に基づくハラスメント防止の観点から、求職者等の皆様が安心して当会で求職活動等を行える環境を確保するため、面談方法・連絡手段等に関するルールを以下のとおり定めます。

【求職者等とは】

求職者（常勤、非常勤を問わず、当会の求人に応募する者）

求職者以外の者のうち、以下に該当する者

- ・当会の採用に資する活動に参加する者（例：就職説明会 等）
- ・当会で実施する実習を受講する者

【求職活動等とは】

求職者等が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。

なお、SNS等を介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

（例）採用面接・就職説明会への参加、実習の受講 等

1. 面談（採用面接・説明会・面談等）について

(1) 面談時間

面談は、原則として8時30分から17時30分までの時間帯に実施します。

(2) 面談場所

面談は、原則として当会の会議室等で実施し、私的な場所での面談は行いません。

密室となる場所での2人きりの面談は避け、できる限り複数の職員で対応するよう配慮します。

2. 連絡手段（SNS・電話・メール等）について

(1) 使用する連絡手段

求職活動等に関する連絡は、当会のメールアドレスや電話番号を使用し、私的な連絡手段は使用しません。

(2) SNS等の私的連絡について

職員個人のSNS（LINE、Instagram、X等）による私的連絡は行いません。

求職者等の皆様から、職員個人のSNSへの連絡を行う必要はありません。

3. 禁止される行為について

当会の職員は、以下の行為を行いません。

- ・性的な冗談、からかい、質問
- ・わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ・性的な噂の流布
- ・身体への不必要な接触
- ・交際、性的な関係の強要
- ・性的な言動に対して拒否等を行った職員、求職者等に対する不利益な取扱い
- ・その他、他人に不快感を与える性的な言動

4. 相談窓口について

当会の職員採用選考や就職説明会、または当会で実施する実習等に際し、当会職員からセクシュアルハラスメントその他これに類する行為を受けた場合には、下記の相談窓口までご連絡ください。

職場におけるハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。

本 所	総務課長	須藤 信宏	(0259-81-1155)
両津支所	支所長	本間 江利子	(0259-23-5500)
佐和田支所	支所長	坂下 知美	(0259-57-8141)
羽茂支所	支所長	平形 智秋	(0259-88-3838)

メール：soumukikaku@sado-shakyo.com 佐渡市社会福祉協議会総務課総務企画係

※ご相談内容のプライバシーは厳守されます。

※また、相談したことを理由として、選考上の不利益な取扱いを受けることはありません。

令和8年7月22日

佐渡市社会福祉協議会総務課